

思いを知る — わたしと年金

# 父が残した「年金」

出典…平成25年度「わたしと年金」  
エッセイ最優秀賞（日本年金機構理事長賞） 作品  
日本年金機構ホームページ

父は、僕たち兄弟にとつて、とても偉大な父だった。サッカーを教えしてくれた。スキーも水泳も教えてくれた。また、ギターやドラムも教えてくれた。ゲームも一緒に楽しんだ。今、僕にとつて楽しいことは全て父に教わったように思う。父が亡くなった後も、僕は以前と変わらぬ生活をしている。今でも父は事務所です仕事をしているように思っている。ただ、朝夕仏壇の父に手を合わせ、返事が返ってこない父に向かって一日の報告をしていると、父が遠くについてしまった事を改めて感じる。

父が亡くなり数日が過ぎた。中学校入学時に買ってもらったスパイクのポイントがなくなってしまう。新しいスパイクが欲しかったが、母に言い出せずに、ただインターネットでスパイクを探していた。兄も同じだった。そんな僕たちの姿に母が気づいてしまった。「スパイク買わないかな。」

母の言葉に「まだいける。」と声をそろえて僕たちは答えた。

「お母さん一人じゃないけん。パパやってちゃん」と元気な時ほどじゃないけど、給料もらいよるけん。」

母の言葉に、僕たち兄弟は驚いた。父は今いない。もちろん仕事はしていない。そんな、父が給料をもらっている。意味が分からずに、ただぼかんと母の顔を見た。母が続けた。

「20歳になると、年金に加入するんよ。毎月年金を納めるんよ。元気に働いて、65歳になったら、年金は受給できるんよ。パパみたいな人にも、遺族年金を支給してくれるんよ。だからそれがパパの給料よ。パパが、一生懸命に働いて、年金を納めていたからくれるんよ。」

父は今、僕たちの前にはいない。父の声は聞こえない。まだまだ父といろんな事を教えてほしかった。楽しい時間をもっともつと一緒に過ごしたかった。

全ては叶わぬことだけど、父は今でも僕たちの心の中にいる。偉大な父は、自慢の父は、年金というシステムで、形を変えて僕たちの生活を支えてくれている。見守ってくれている。

僕たちは今も父と一緒に過ごしていると思っている。【徳島県 山田さん（中学生・男性）】

最近、「年金不信」や「年金未納問題」といった言葉がテレビやニュースで取り上げられています。

「年金制度は破たんする」、「納めても元がとれない」など、日々さまざまなつぶやきも耳に入ってきます。

しかし、右ページで紹介したエッセイのように、年金が自分の老後だけでなく、家族の生活を支えている例も多くあります。

今、年金はどうなっているのか、今後どうなっていくのか。今月号では、国民年金をメインに公的年金について考えます。

万一のときも頼りに  
まずは制度を知ろう

公的年金とは、働いている世代で、引退した世代や、  
「いざ」というときの生活を支え合う制度です。若いときに年金（保険料）を納め続けることで、老後や、病気や事故で障がいを持ってしまったときに、お金を受け取ることができます。

いざという時にも頼りになる年金ですが、「年金は破たんする」、「年金を納めても損」といった話題も多く耳に入るようになってきました。年金が老後の暮らしに欠かせないと思ってい

特集 世代と未来をつなぐ年金を考える

## ツナガル。年金

でも、不安を感じる人も多いのではないのでしょうか。

また、年金を納めずにいる人が多いことも問題となっていて。皆で支え合うことが原則の年金。納めない人がいることも問題ですが、なにより老後に年金

収入がないことで、家族などの支援なしには生活できないといった人たちが増えることが一番の問題です。

年金は本当に納めても「損」なのでしょうか。まずは制度や現状を知ることから始めましょう。



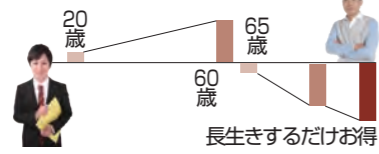
### 「公的年金」

：個人が自由に加入する個人年金とは違い、全国民が加入を義務化された年金制度。農業、自営業者や学生などが加入する「国民年金」や、サラリーマンが加入する「厚生年金」などがある。

年金の種類

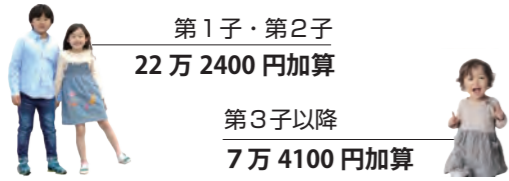
老齢年金

年をとったとき（65歳になったとき）に受け取ることができます。保険料を納めた期間と免除された期間の合計が25年以上あることが条件です。20歳から60歳になるまでの40年間の全期間、保険料を納めた人には、満額の老齢基礎年金が支給されます。平成26年4月現在の満額の年金額は年額77万2800円です。もらう年齢を遅らせることで、もらう額を増やすこともできます。



障害年金

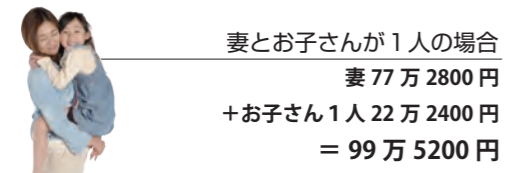
若いときでも病気や事故で障がいが残ったとき、障がいの程度に応じて受けとることができます。障害等級が1級の人の障害基礎年金額は年96万6000円、2級の場合は年77万2800円です。お子さんがいる場合は加算もあります。



「お子さん」とは、「18歳になった年度の末日（3月31日）までの子」、または「20歳未満で障害等級1級または2級の子」をいいます

遺族年金

働いている父や母が亡くなったとき、残された家族（夫や妻、子ども）が受けとることができます。年金額は、お子さんが1人の妻（夫）の場合、99万5200円、お子さんが1人残された場合、77万2800円です。



年金ではなく、貯金で暮らすと…

現在、65歳からもらえる老齢年金の満額は、年額77万2800円（6万4400円/月）です。生活費としては少ないと感じる人もいるかもしれません。しかし、65歳から80歳までもらうと仮定すると、

$77万2800円 \times 15年 = 1159万2000円$

となり、これを20歳から60歳までに貯蓄しようとする、

$1159万2000円 \div 480月（40年 \times 12か月） = 2万4150円$

を毎月貯金にまわす必要があります。

さまざまな保障のある公的年金。いざという時のために。若い人こそ考えてほしい。年金を納めずにいることで、困るのは、まずは「自分」です。



●インタビュー  
日本年金機構 都城年金事務所  
ながの かつお  
長野 克生 所長

「納めない人がいるから年金は破たんする」、「年金を納めても、損をするのでは?」そう思う人も多いでしょう。しかし「年金を納めず、年金を受け取らない」という選択は正しいのでしょうか? 納めないことで起きる問題は? 誰が困るのか? 年金についての疑問を年金事務所に聴きました。

「公的年金は破たんする」との声もありますが、実際どうなのでしょう? 前提として高齢者が多い日本で「公的年金の破たん」は、「国の破たん」を意味します。国としても破たんさせる訳にはいきません。公的年金は、制度を維持するため国庫（税金）を投入しています。以前は税金が年金財源の3分の1でしたが、現在では2分の1。そして未納者が増えても破たんはしません。一時的に保険料収入が減っても、「年金（保険料）を納めない」年金をもらえない」という関係があります。長期的には年金財政への負担は少ないと言えます。むしろ、財政よりも年金をもらえない高齢者が増えること

「公的年金は破たんする」との声もありません。一時的に保険料収入が減っても、「年金（保険料）を納めない」年金をもらえない」という関係があります。長期的には年金財政への負担は少ないと言えます。むしろ、財政よりも年金をもらえない高齢者が増えること

注意点は、メッセージなどあります。公的年金は、いざというときにも頼りになります。しかし、年金（保険料）を納めないと、年金をもらうことはできません。「国や他の人」が困るということではなく、まずは、家族や孫に負担をかける、そして後で後悔しないために、ぜひ「自分」のこととして

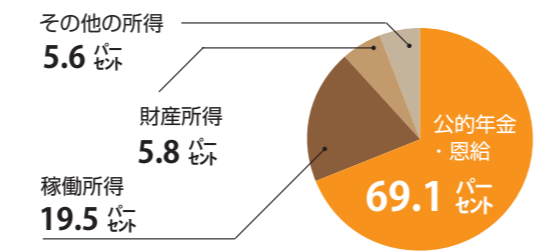
健康づくりも大切になりますね。では、公的年金の魅力は他にもありますか? 公的年金には「老齢年金」に加え、その他にも重要な保障があります。まず亡くなったときに遺族に年金が入る「遺族年金」。そしてケガなどで障がいを持つてしまったときにももらえる「障害年金」です。

「公的年金は破たんする」との声もありません。一時的に保険料収入が減っても、「年金（保険料）を納めない」年金をもらえない」という関係があります。長期的には年金財政への負担は少ないと言えます。むしろ、財政よりも年金をもらえない高齢者が増えること

健康づくりも大切になりますね。では、公的年金の魅力は他にもありますか? 公的年金には「老齢年金」に加え、その他にも重要な保障があります。まず亡くなったときに遺族に年金が入る「遺族年金」。そしてケガなどで障がいを持つてしまったときにももらえる「障害年金」です。

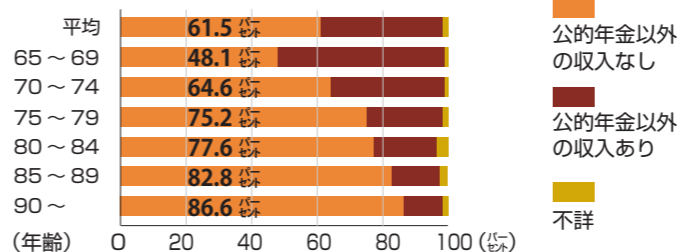
データで見る年金

●高齢者世帯の所得の約7割が年金（出典：厚生労働省「平成24年国民生活基礎調査」）



「老後の生活の基本部分を公的年金が支えています。」

●約6割の高齢者世帯が年金所得だけで生活（出典：e-stat「年金制度基礎調査平成24年」）



（解説）公的年金をもらっている65歳以上の高齢者世帯の6割以上が公的年金だけで生活しています。また、公的年金は、高齢者世帯の平均所得の約7割を占めており、老後生活の主要な柱としてなくてはならない存在となっています。

実はお得だった!? 公的年金。

年金事務所に聴く——年金制度の現状と今後

●インタビュー



●父の跡を継いで養豚業を営む行徳光弘(31歳)さん。野尻町東麓在住。写真は息子の直倫くん(1歳)と。

老後や子どものためにも、年金は大事ですね

年金について、将来ちゃんと支給されるのか不安があります。ですが、自分が高齢になり仕事ができなくなった時に、生活の柱になる年金は大事ですね。それと、万一の時にも、年金の保障があるとのこと。子どもも生まれ、自分に何かあったときのことを考えると、年金は自分だけのものではないと考えるようになりました。

遺族年金がもらえませんが、そのままにせず、市役所市民課、各庁舎の住民生活課か年金事務所にて、気軽に相談ください。

また、付加保険料を納めたり、追納(免除期間分)、後納(未納期間分)することなどで、もらえる年金額を増やす方法もあります。

公的年金は老後や、いざという時のために、皆で支え合うための制度ですが、自分自身の人生設計の柱にもなります。ずっと健康で金銭的にも余裕のある人生を送るために、もう一度、公的年金について考えてみましょう。

Q5 もらえる年金額を増やせる?

A 付加保険料を上乗せすると、もらえる額を増やせます。

- 付加保険料月額400円を納めると、老齢年金に上乗せされる形で年金がもらえます。月額で、「200円×付加保険料を納めた月数」を増額できます。2年間で元が取れるため、3年目以降はお得になります。
- 65歳からの受給を遅らせると、もらえる金額が増えていきます(繰り下げ受給)。

Q4 若年者納付猶予や学生納付特例の期間は、もらえる金額が減ったままなの?

A 後から納めて、年金額を増やすことができます。

- 保険料の免除制度、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、将来もらえる年金額が少なくなります。
- その後にその期間の保険料を納めること(追納)で、全額納付した場合と同じ年金額がもらえます。
- 未納期間についても、過去10年以内であれば後から保険料を納めること(後納)ができます(平成27年9月末日まで)。

親とわたし、わたしと子ども。  
今のわたしに、未来のわたしに。  
世代と未来をつなぐ年金について  
もう一度考えてみませんか。

●年金に関する問い合わせ先 = 都城年金事務所(☎0986-23-2571)、市役所市民課(☎23-1112)、須木庁舎住民生活課(☎48-3132)、野尻庁舎住民生活課(☎44-1100)

# 公的年金を使いこなそう!

制度を知る — 年金を活用するために

若い人こそ考えてほしい年金。公的年金は、どうしても納められない時の免除制度やもらえる年金を増やす方法もあります。公的年金を理解し、将来の人生設計に活用しましょう。

付加、免除や後納など。公的年金で人生設計

年金をもらうには、保険料をきちんと納めていることが条件です。月々の保険料の額は1万5250円(平成26年4月)。前納制度や口座振替など、保険料を安くする方法もあります。納めることが経済的にむずかしい場合は、申請をすることで猶予や免除を受けることもできます。申請は、毎年7月が更新の時期。納めることができないから、とそのままにしていると、老齢年金はもちろん、障害、

Q1 加入するかしないかは、本人の自由でしょ?

A いいえ。加入することは義務です。

- 20歳以上60歳未満の日本国内に住む全ての人加入を義務付けられています。
- 退職や、扶養から抜けて国民健康保険への切り替えを行う場合、同時に国民年金への加入手続きが必要です。
- 保険料は、全額控除の対象となり、所得税や住民税が安くなります。

Q3 毎月の保険料が払えない! どうしたらいいの?

A 保険料の納付猶予制度か免除制度をご利用ください。

- 収入の減少や失業、学生の時など、経済的に保険料を納めることが難しいときには、納付猶予制度と免除制度があります。(7ページQ4も確認ください)
- 免除は所得によって審査されます。免除を検討する場合は、所得がなくても確定申告を行ってください(所得の確認に確定申告が必要です)。

Q2 保険料を安くする方法はあるの?

A あります! 前納制度や口座振替などをご利用ください。

- 保険料を早めに納めること(前納)で、保険料が割引かれます。この前納制度と口座振替をセットにすることで、割引率が拡大します。詳しくは、問い合わせください。※国民年金保険料を口座振替で1年前納した場合、年間約3840円がお得になります(平成26年4月)。

年金記録の調べ方、教えます!

市役所市民課	年金事務所	ねんきんネット	ねんきん定期便
小林市役所は、日本年金機構から、年金記録を調べるパソコンを借りています。これまでの年金加入履歴や、年金の納付状況をお調べできます。見込み額の計算はできません。	50歳以上の人を対象に、受給見込み額の試算ができます。電話で申し込むと、見込み額が書面で届きます。年金番号などが必要ですので、年金手帳を準備してお電話ください。	日本年金機構のホームページから『ねんきんネット』に登録すると、年金記録の確認や、将来の受給見込み額の試算ができます。全国で250万人が登録しています。	毎年誕生月に、日本年金機構から送付されます。過去1年間の年金記録とこれまでの納付実績から計算された、受給見込み額が記載されています。電子版もあります。